

東京都七生福祉園

I 施設概要

| | |
|-----|--------------|
| 所在地 | 東京都日野市程久保843 |
|-----|--------------|

| 事業種別 | | | 定員 | |
|----------------|-------------------|-------------------|------------|------|
| 指定 管理 事業 | 第1種社会福祉事業 | 障害者支援 施設 | 生活介護 | 144人 |
| | | | 自立訓練（生活訓練） | 6人 |
| | | | 施設入所支援 | 150人 |
| | | | 就労移行支援 | 14人 |
| | 福祉型障害児入所施設※ | | | 156人 |
| 第2種社会福祉事業 | 短期入所事業（児童7人 成人5人） | | 12人 | |
| 公益事業 | 知的障害者短期入所事業（日野市） | | 1人 | |
| 自主 事業 | 第2種社会福祉事業 | 共同生活援助事業（1所7ユニット） | 30人 | |
| | | 特定相談支援事業 | — | |
| | 公益事業 | 知的障害者就労支援事業（日野市） | — | |
| | | 地域生活支援事業（日野市） | — | |

※福祉型障害児入所施設については、18歳以上の入所者がいるため、障害者支援施設としての指定を併せて受けている。

II 令和4年度の運営方針

施設は、利用者が安全で安心して生活を送ることのできる場でなければならない。これを実現するためには、利用者の人権の尊重を支援の根本に据え、利用者及び関係機関等との信頼関係を構築するとともに、職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供体制及び安全な生活環境の整備等を進めていくことが必要である。こうした考え方にに基づき、園運営を行っていく。

1 利用者本位のサービスの徹底

園内外の専門職や関係機関等との連携を図り、一人ひとりの希望や特性を踏まえた入所支援計画・個別支援計画を作成し、利用者本位の専門的、良質かつ適切なサービスを提供する。

2 セーフティネットとしての役割の強化

特別な支援が必要な利用者を積極的に受け入れ、関係機関等と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き果たしていく。

3 権利擁護の徹底

利用者の人権を守り、安全・安心な生活を確保し、虐待や権利侵害を防止するため、全職員の意識の徹底を図り、事故防止に向け、積極的に取り組んでいく。

4 地域福祉の向上

地域の多様な主体と連携・協力して、変化する社会情勢に対応し、利用者の社会参加や地域社会との交流を促進するとともに、専門機能を活かしながら地域の支援ニーズに応え、地域福祉の向上に貢献する。

5 地域生活移行等の推進

障害者が地域で安心して生活できるよう支援し、保護者や関係機関の理解と協力を得て、利用者の地域生活移行等に積極的に取り組んでいく。

6 運営体制の充実・強化

人材の確保・育成、リスクマネジメントの徹底、生活環境の整備、災害・防犯対策の取組強化、施設の効率的な運営等、適切なサービスの提供を支えるための基盤である運営体制の充実強化を図る。

また、利用者や児童の安全対策を最優先し、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して行いながら、各事業や取組を実施していく。

なお、運営方針・実施計画の策定にあたっては、各事業や取組について、例年どおり実施するものとして策定した。

そのため、新型コロナウイルス感染状況によっては、感染防御の観点から、事業や取組を縮小することがある。

Ⅲ 実施計画

令和4年3月1日現在、障害児入所施設では、発達障害児及び被虐待児が増え、20歳未満の利用者の74.7%が措置入所であり、養育家庭や児童養護施設、児童自立支援施設、病院などの他施設からの入所者は45.6%、18歳以上の過年齢児は、1.0%となっている。障害者支援施設では、障害支援区分5及び6の利用者が60.0%、65歳以上の利用者の割合が34.4%となっており、高齢・虚弱（重度）化が進んでいる。

令和4年度は、こうした状況を踏まえ、以下の事項に取り組んでいく。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスの提供

(1) アクション① 権利擁護（虐待防止）の徹底

利用者の権利を擁護し、安全・安心な生活を確保することは、施設運営の中で最も基本的かつ重要である。そのためには、全職員が、施設内虐待や暴力などは絶対に起こしてはならないという利用者の権利擁護や虐待防止に関する高いプロ意識を持つとともに、不適切な支援を行わない十分な知識と専門性を身につけ

る必要がある。

このため、事故防止委員会において虐待防止対策を協議するほか、職員行動規範や虐待防止ガイドライン、過去の虐待事例等を周知し職員の意識向上を図り続けるとともに、毎年の虐待防止研修の受講や意見交換会の開催等を通じ、職員の専門性の更なる向上を図っていく。また、チェックリストに基づく自己点検についても、個別に提出するケースと寮全体で検討するケースの組合せにより形骸化を防ぎ、虐待の未然防止に取り組んでいく。障害児入所施設においては、引き続き、子どもの権利ノートの配布と説明を児童福祉司と連携し実施していく。

さらに、重大事故ゼロの徹底に向け、職員個人が目標設定を行い、12月の「虐待防止月間」だけでなく、年間を通じて「重大事故ゼロ運動」を展開するなど、園を挙げて権利擁護の取組を強化し、虐待防止の徹底を図る。

また、新たに虐待防止マネージャーを配置し、現場の中心となって虐待防止に取り組んでいく。

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、身体拘束適正化に係る委員会を設置し、身体拘束を行う場合の手続きの適正化及び身体拘束解除に向けた検討を行う。

こうした取組を繰り返し、かつ継続的に行っていくことで、職員一人ひとりへの取組の浸透を図っていく。

| 事 項 | 実施回数等 | 内容・協力機関等 |
|--------------------|------------------------------|---|
| 事故防止委員会 | 年36回 (委員会12回 小委員会年24回) | ・虐待防止計画の策定 ・不適切な支援や虐待の防止等に向けた取組 ・身体拘束禁止の検討及び周知 等 ・小委員会は必要に応じ開催 |
| 権利擁護・虐待防止に関する研修受講率 | 100% (全職員実施) | 園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修、事業団共通の虐待防止研修(総論)(eラーニング)の実施 |

(2) アクション② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和3年度は、障害児入所施設、障害者支援施設、短期入所事業(児童・成人)、共同生活援助のサービスについて受審し、全ての評価項目で標準項目を満たしているとの評価であった。

(ア) 令和3年度評価結果における「特に良いと思う点」

【障害児入所施設】

- a 地域移行委員会における事例検討で、個別ケースへの理解促進や基本的な知識の向上に取り組み、多くの地域移行を実現している。

b 新人職員への研修の充実を図ることにより、子どもへの支援方法や業務内容等の理解浸透に努めている。

c 各寮でのレクリエーションや季節行事、サークル活動など、余暇活動を充実させて自粛期間中でも彩りのある生活となるよう取り組んでいる。

【短期入所事業（児童）】

a 在籍している学校への通学をはじめ、日中活動や保育の利用が可能など、状況に合わせて柔軟な対応を心がけている。

b （【障害児入所施設】 bに同じ。）

c （【障害児入所施設】 cに同じ。）

【障害者支援施設】

a 創作活動や余暇活動、リハビリなど、障害特性や年齢、身体状況に応じて無理なく参加できる多様なプログラムを展開している。

b レクリエーションや趣味的活動と、日中活動を連動させることで、利用者それぞれが生きがいを持ち生活していけるよう働きかけている。

c 外出や行事の自粛制限がある中でも、季節の行事やレクリエーションの実施やデリバリーの活用など、楽しめる企画を各寮で行っている。

【短期入所事業（成人）】

a （【障害者支援施設】 aに同じ。）

b 個別のニーズに応じた課題別活動を提供したり、他事業者や関係機関と連携を図ることで、安定した短期入所利用につなげている。

c （【障害者支援施設】 cに同じ。）

【共同生活援助事業】

a 利用者の権利擁護の徹底を図るために、定期的にチェックリストを用いて振り返りを行う等、適正化に努めている。

b 利用者が本人の意向を実現するために生活の場面において選択する環境を整え、納得した上でやりたいことができるよう支援にあたっている。

c 関係機関と連携し、協力体制を整えることで、利用者の心身状況の変化に対応しながら、地域生活を支えている。

(イ) 令和3年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

【障害児入所施設・短期入所事業（児童）】

a 利用者支援に必要とされる職員数を確保するための取組について、更なる充実が期待される。

b 支援が難しいケースを担う職員に蓄積されるストレスの緩和策を講じるとともに、更なる専門的な支援技術の習得が望まれる。

c 管理職と支援現場の職員がコミュニケーションをとる機会を増やすことにより、職員全体の一体感を高めていくことが期待される。

【障害者支援施設・短期入所事業（成人）】

- a （【障害児入所施設・短期入所事業（児童）】 aに同じ。）
- b 把握したヒヤリ・ハット事例への対策が有効であったかを検証したり、実施した対策をしくみとして定着させる等、取組の強化が望まれる。
- c （【障害児入所施設・短期入所事業（児童）】 cに同じ。）

【共同生活援助事業】

- a ホームとして、新型コロナウイルス感染症に関連するBCP（事業継続計画）を策定することが期待される。
- b ホームで働く各職員の気づいたことを集約し、業務改善につなげるしくみを構築していくことが望まれる。
- c 記録を書く上での留意点、本人のストレングスに着目した内容となるよう学びの機会を設けることが望まれる。

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

【障害児入所施設・短期入所事業（児童）】

- a 事業団本部の人材確保・育成委員会に委員を選出し、人材確保等の課題解決に参画する。

採用説明会や内定者交流会等に先輩職員として現場職員を派遣し、園の魅力伝えていく。

園独自でも各種媒体を使った職員募集を行うとともに、実習生やボランティア、シルバー人材活用、短時間雇用の導入も検討する。

- b 児童寮会議後に職員の悩みを聞く相談会を設けるとともに、管理職やグループリーダーによるこまめな寮巡回及び寮会議への参加など、現場職員と日々の対話を重ねることでストレスの緩和に寄与していく。

定期的に外部の専門家から助言を受ける機会や、園や本部で実施する研修を受講する機会を確保し、ストレス緩和及び更なる支援スキルの習得を目指す。

- c bのとおり日々の職員との対話を重ねるとともに、管理職やグループリーダーによる積極的な職員への声かけや、その都度の相談応諾など、職員から話しやすい環境づくりに努めるなど、これまで取り組んできた職員とのコミュニケーションを、より一層意識的に行っていく。

また、経営トップと職員との円滑な意思疎通の機会や方法などを検討していく。

【障害者支援施設・短期入所事業（成人）】

- a （【障害児入所施設・短期入所事業（児童）】 aに同じ。）
- b 毎月の会議でヒヤリ・ハットの内容を検証し、改善策や留意事項を寮ごとの月間目標に掲げ、再発防止や意識向上に努め、翌月の会議でその評価・振り返りを行う。

年間のまとめは副園長・部門長・第2GL・チーフが項目を分担して総括し、園全体の課題として共有する。

ヒヤリ・ハットの積極的な報告を引き続き呼びかける。

c (【障害児入所施設・短期入所事業(児童)】cに同じ。)

【共同生活援助事業】

a 令和6年度のBCPの策定、研修及び訓練の実施等の義務化に向け着実に検討を進め、委託先職員を含めた共通理解を図っていく。

b 直営のあおばにおいては、世話人と支援者が適時意見交換を行い、業務改善に繋げていくほか、職員会議の実施について検討していく。

委託先については職員会議等に参加し、職員の意見を聞く機会を設け、より良い支援に繋げていく。

c 記録の内容について、必要とされる情報が過不足なく記載されるよう見直しを行う。記録の書き方研修の受講の機会を設けていく。

令和4年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、令和3年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

| 事 項 | (評価項目における標準項目の達成率) |
|------------|--------------------|
| 第三者評価による改善 | 100% |

イ 苦情解決制度の充実

利用者・家族からの苦情・相談については、相談体制の詳細について周知するとともに、複数の受付窓口(第三者委員、「園長・相談員への手紙」、全グループリーダー等)で広く受け付け、苦情解決委員会に毎月報告し、解決を図っていく。

| 第三者委員(人数・属性等) | 相談実施回数 |
|-----------------------------------|--------|
| 5人(社協職員、社福理事長、社福職員、専科講師、傾聴ボランティア) | 年31回 |

ウ 利用者満足度調査の実施

園におけるサービス内容について、可能な限り利用者の意向を汲み取るよう調査方法を工夫しながら実施し、その結果を次年度の入所支援計画・個別支援計画の作成や行事の設定・変更に反映させ、適切な支援につなげていく。

また、調査結果については個別支援委員会等で集計・分析を行い、全体的な傾向を探ることでより良いサービス提供を目指す。

障害児入所施設では、月1回の寮会議の前に児童から要望を聞き、寮会議で検討し、その結果を児童に伝えていく取組を実施する。

| 実施内容 | 実施時期 |
|--------------------------|--------|
| 利用者要望調査（児童）、利用者満足度調査（成人） | 12～1月 |
| 日中活動利用者意向調査 | 10～11月 |
| 短期入所者アンケート（児童） | 利用の都度等 |

（3）アクション③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報保護については、研修等により、継続的な意識啓発に取り組むとともに、園で作成した「個人情報の手渡し・持出し・移送手順書」等による適切な管理及び取扱いを徹底し、事故防止に努める。また、「情報セキュリティ対策基準」に基づき適切な対応を行っていく。

イ リスクマネジメントの徹底

利用者本位のサービスが常に適切に提供されるよう、職場の中に危うい状況がないかどうか絶えず確認するリスクマネジメントを徹底する。

- （ア）様々な機会を捉えてヒヤリ・ハット記録を作成する意義について浸透を図り、提出を促進する。また、事故報告及びヒヤリ・ハット報告の分析を行い利用者支援に活かすとともに、月報を作成し、事故防止委員会・小委員会で検証し、部門内の会議で注意喚起を図る。
- （イ）利用者等の安全確保・権利保護を目的として、見守りカメラ等の増設を進める。
- （ウ）各寮にチーフを配置し、連絡・調整・指導役として位置づけるとともに、チーフを補佐するサブチーフを配置し、寮の運営体制を強化する。
- （エ）各種マニュアルについて、職員が常に確認できるようにして周知徹底を図るとともに適宜見直し、最新の知見に基づく実践的な内容を目指していく。
- （オ）児童利用者を対象とし、外部講師や心とからだの育成委員会による非行防止・対人関係向上に関する講座を開催する。
- （カ）第三者委員の活動や実習生・ボランティアの受入れ等を積極的に行い、開かれた施設運営を行う。
- （キ）巡回相談による個別相談など、職員が気軽に相談できる体制を整備、継続し、職員の心身の健康の保持と支援力の向上を図っていく。

| 事 項 | 実施回数等 | 内容等 |
|-----------------|-------------------------------|---|
| 事故防止委員会 (再掲) | 年36回 (委員会12回、 小委員会年24回) | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止計画の策定 ・不適切な支援や虐待の防止等に向けた取組 ・身体拘束禁止の検討及び周知 等 ・小委員会は必要に応じ開催 |
| 救急救命講習会 | 年3回 | 全職員悉皆(3年に1回) |
| 児童向け講座 | 年13回 | 心とからだの学習会、セーフティー教室 |

ウ 感染症対策、新型コロナウイルス対策の徹底

新型コロナウイルス感染症に対する徹底した対策を講じていく。この取組により、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症についても予防を図っていく。

- (ア) 感染症の標準予防策の徹底のための啓発を強化する。
- (イ) 外部から感染症を持ち込まないための取組及びリスク軽減のための取組を徹底する。
- (ウ) 利用者の健康観察に努めるとともに、必要な予防接種の積極的な勧奨を行う。
- (エ) 職員に対し、感染症に関する研修を開催するとともに、受講率の向上を目指す。
- (オ) 感染症対策の強化を図るため、「感染症対応マニュアル」の改定や、「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画(BCP)」の策定に取り組む。

| 事 項 | 実施回数等 | 内容等 |
|---------|--------|----------------|
| 感染症対策会議 | 感染症発生時 | 園全体で感染症の対応策を協議 |
| 感染症対応研修 | 5月 1回 | 新任・転入職員向け研修 |
| | 6月 1回 | 上記以外の職員向け |

(4) アクション④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

ア 地域生活移行への取組強化

地域生活を営むために必要な生活能力の向上を図るため、児童自活寮における自活訓練事業及び成人らすぐ寮における自立訓練(生活訓練)事業に取り組む。

また、グループホーム等移行先の最新情報を共有し、移行を進めるとともに、就労定着、地域生活の安定、地域支援者への相談等きめ細かな体制でのアフターケアを実施し、地域生活の安定と定着を図る。

障害児入所施設では、児童支援部門地域移行委員会で作成した「地域移行支

援に関する手引き」も活用し、利用者や保護者等への情報提供、定期的な地域移行個別ヒアリングによる進行管理を行うなど、地域生活移行に向けた支援を積極的に行っていく。また、成人施設への移行を希望する利用者についても、保護者や関係機関と連携しながら、本人に合った移行を進めていく。さらに、地域生活への移行までの間、地域の障害福祉サービスも活用していく。

障害者支援施設の自立訓練（生活訓練）事業では、就労先等を確保するとともに、地域で生活するために必要となる生活能力の一層の向上を図り、地域生活移行を進めていく。

＊ 地域生活移行

| 事 項 | 成人 | 児 童 | | 備 考 |
|-------------|----|-------|-------|-----|
| | | 18歳以上 | 18歳未満 | |
| 自活訓練事業等実施者数 | 6人 | 7人 | 1人 | |
| 地域生活移行者数 | 2人 | 8人 | 0人 | |

＊ 地域や他施設への移行に向けた取組

| | |
|-----------|-----|
| グループホーム見学 | 20回 |
| 介護施設見学 | 2回 |

イ 家族再統合へ向けた取組強化

障害児入所施設においては、引き続き、保護者面会や外泊、親子宿泊室の活用を図っている。家族再統合へ向け、児童支援部門地域移行委員会において、家庭復帰が可能な児童について、家庭環境、保護者状況の情報を共有し、児童相談所との連携のもと積極的に取り組んでいく。

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクション① 高い専門性を発揮できる職員の育成 及び

アクション④ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学希望者の受入れ、採用説明会や募集広告等の積極的な取組等により、職員採用につなげる。選考に当たり、希望者にはオンライン面接も実施する。また、養成学校への働きかけを強化するとともに実習生に施設のPRを行い、質の高い人材の早期確保を図る。

昨年度設置した「研修等人材育成調整会議」において、各部門が所管する研修等人材育成に係る事務事業の実施に関し、総合的・計画的に進行管理する。

各部門において、副園長や部門長、グループリーダーが寮会議等に参加し、意見交換や助言等に取り組むとともに、面談等の機会を捉え、職員の悩み等を汲み上げ、問題の共有・解決に努める。また、風通しの良い職場づくりを進め

ることにより、職員の働きやすい職場環境を整え、離職防止を図る。

イ OJT推進体制の強化

新任・転入職員に対し、年度当初の集中研修及び研修計画に基づく実務研修を実施し、人権意識を徹底した上で職場への理解を深め、業務への誇りを持つなど動機づけを行い、職務への取組意欲を引き出していく。また、配属先でも、各種マニュアルを整備した上で、中堅・ベテラン職員によるチューターを活用しながらOJTを着実に実施し、支援技術とともに、日々の正確な引継ぎや、一貫した方針に基づくチームによる支援方法を学べるよう育成を強化する。さらに、一定期間勤務した後、部門長等を交えた振り返り、管理職との自己申告面接などにより、配置職場での習熟度の確認を行う。

すべての職員が職務に必要な知識・手順を示すマニュアルを整備、適宜改訂するとともに、必要な時にいつでも手に取れるよう、共有ホルダーへの格納を行う。

また、各部門において、副園長や児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者等が寮会議に参加し、利用者支援やチームワーク形成等、円滑な寮運営へ向けた助言や指導を行う。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

昨年度「研修等人材育成調整会議」における検討結果を踏まえ、事業団が行う研修（職層別研修、課題別研修）、園独自の研修（下表(ア)）、外部機関が実施する研修（下表(イ)）を活用、組み合わせ、個々の職員が必要な時期に必要な研修を受講できるよう、総合的に調整する。

園独自の研修については、園職員として必要な基礎知識を習得する「基礎・基盤」と、知的障害児・者に関する専門知識・支援技術などを習得する「応用・発展」に再編し、計画的・効果的に園職員の資質を高めていく。

(ア) 園独自研修

| | 研修内容 | 備考 |
|-------|---|----------------------|
| 基礎・基盤 | ① イントロダクションー七生福祉園を知るー <ul style="list-style-type: none">・新任・転入職員オリエンテーション・地域支援研修（GH見学を含む） ② 基礎力養成 <ul style="list-style-type: none">・記録・支援計画の書き方・支援計画の作成方法・感染症研修 | 4月採用職員の外、年度途中採用職員も対象 |

| | | |
|-------|--|------|
| | ③ 反復学習 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進研修 ・人権研修 ・交通安全講習会 ・救命救急講習会 ・メンタルヘルス研修 | |
| 応用・発展 | ① 園共通 <ul style="list-style-type: none"> ・チーフ研修 ・精神障害対応研修 ・CVPPP（包括的暴力防止プログラム） ・アンガーマネジメント研修 ・権利擁護研修（身体拘束を含む。） ・なお再発見 ② 障害児領域 <ul style="list-style-type: none"> ・発達課題研修 ・他施設見学／派遣交流研修 ③ 障害者領域 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化対策研修 ・他施設見学／派遣交流研修 | 適宜開催 |

(イ) 外部機関が実施する研修への受講推薦

| | 研修内容 | 備考 |
|------|--|---------------|
| 外部機関 | ① 東京都社会福祉事業団 新任者研修、中堅職員研修、ファシリテーション研修、スーパービジョン研修など ② 東京都福祉保健財団 リスクマネジメント研修、強度行動障害者支援者養成研修、障害者虐待防止・権利擁護研修など ③ 東京都心身障害者福祉センター サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修など | 対象者、希望者等を随時推薦 |

エ 高い専門性を発揮できる職員の育成

| 事項 | 人数等 |
|---------------------|-----------|
| 強度行動障害研修の受講者（基礎・実践） | 基礎2人・実践2人 |

オ 外部専門家、外部医師等との連携

個別支援会議やケース検討会議に外部の専門家等を招き、個別の支援課題に

に対する検討を行い、専門的な支援の充実を図る。

障害児入所施設では、各寮の支援会議の活性化を図るため、外部専門家（心理）が各寮会議にアドバイザーとして出席し、的確なアセスメントに基づく支援、児童一人ひとりに対する環境整備の検討等を行う。

障害者支援施設では、権利擁護検討会やななおゼミ等で、支援困難な利用者への対応や職務に関することについて外部専門家からアドバイスを受けるとともに、必要に応じ外部の専門機関との連携を図る。

カ 職員自身の自己啓発を積極的に支援

職員が自ら学び、資質を高めようとする意欲を支援するため、資格取得支援制度や通信教育講座受講支援制度を紹介するほか、以下の取組を行っていく。

（ア）専門雑誌や書籍の整備・貸出

障害児者支援に必要な専門雑誌や書籍を購入し、閲覧・貸出を行う。

（イ）視聴覚教材の紹介

「サポーターカレッジ講座」等の講座内容を、定期的に紹介、推奨する。

（ウ）社会福祉士等の資格取得の推奨

社会福祉士・精神保健福祉士の学習テキストや模擬試験問題などを整備するとともに、養成校一覧の紹介を行う。

キ 園独自の取組

グループダイナミックスを活用し、自らの日頃の業務や支援を振り返り、見つめ直す機会として、「ななおゼミ」を引き続き、実施する。

「ななおゼミ」は、研修という受動的な場ではなく、職員一人ひとりが自らの課題意識を紹介し合い、他の職員と意見を交わす主体的な学びを育む、園独自の取組として定着している。こうした場を通じ、利用者本位のサービス、利用者の自己決定の尊重や権利擁護、障害児・者の支援のあり方を深めていく。

（２）アクション② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な利用者の受入れ

障害児入所施設においては、民間施設での受入れが困難なケースや児童自立支援施設、児童養護施設での不調ケースについて、児童相談所等と連携し社会的養護機能を果たしていく。特に、一時保護委託の要請については、可能な限り積極的に対応していく。また、児童相談所等の要請に沿った性別・年齢の児童の受入れに応じられるよう、寮運営の検討を進めていく。

なお、今後、都立障害施設の機能強化方針に基づき、手厚い支援を必要とする児童を家庭的な養育環境で受け入れていくため、児童寮の小規模ユニット化を順次進めていく。

障害者支援施設では、「都立障害者支援施設等の利用調整に関するガイドライ

ン」に基づき、利用調整委員会での議論を経て、地域での生活が困難な利用者、精神科疾患を抱える利用者等を受け入れていく。

イ 専門的な支援の充実

児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者を計画的に養成・配置するとともに、研修の充実や的確なアセスメントの実施、園内外の医師、心理職等専門職との連携を図りながら、適切な入所支援計画及び個別支援計画を作成し、専門的な支援の充実に取り組んでいく。

障害児入所施設では、特別な支援が必要な被虐待児等への支援の専門性向上を図るため、巡回相談（心理的ケア専門相談及び精神科領域専門相談）等、外部講師によるコンサルテーションを継続し、的確なアセスメントに基づく支援、児童一人ひとりに対する環境整備の検討等を園内専門職とも連携して行う。また、専門的な対応が必要な発達障害や精神科病院に通院している利用者の支援にも、関係機関との連携を一層強化し、積極的に取り組む。

障害者支援施設では、高齢・虚弱化に対応するため、高齢化対策委員会での検討を踏まえながら、看護師、理学療法士、言語聴覚士、栄養士等の専門職や医療機関と協力・連携し、効果的な支援内容の改善に取り組むとともに、安全な生活環境を整備していく。利用者の個別の状態によっては、介護保険サービスの利用も視野に入れ支援し、関係機関と調整しながら成年後見制度の活用も検討していく。また、精神障害を抱える利用者については、個々の状況に合わせた職員の支援力向上を図るとともに、医療関係者・心理職とも連携し、個別的対応を実施していく。

* 心理職員による利用者へのケア

() は心理的ケアを必要とする利用者の割合（令和4年3月1日現在）

| | | |
|------|-----------------------------|-------------------------|
| 個別面接 | 延1,064回 (214人中88人、41.1%) | 心理療法、SST、知能 検査、相談等含む |
|------|-----------------------------|-------------------------|

ウ 生活環境・日中活動の充実

生活環境面において、障害児入所施設では、個室化等の利用者特性に応じた環境整備等を行い、より安心感の得られる居住環境の確保に努める。また、障害者支援施設では、高齢・虚弱な利用者の増加に対応した生活環境の整備や居室の個室化に努めていく。

日中活動面においては、日中保育の幼児を対象に、言語聴覚士協会の協力による「ST活動」を毎月実施する。地域移行を目指す利用者については、寮及び関係機関とも連携しながら就労移行支援を実施する。また、地域移行後に不調となった卒園者への再チャレンジ支援に取り組んでいく。

講師を招いて実施している文化的活動では、楽しく安全な活動が提供できるように利用者個々の特性やニーズに合わせた活動を提供する。また、利用者が

いきいきと働き活動できる場づくりと作業環境整備を行うとともに、販路拡充、利用者工賃の確保を目指す。併せて、高齢・虚弱な利用者も、継続して日中活動に参加できるように、送迎車等を活用していく。また引き続き、利用者の状況等に応じて活動内容や参加方法の見直し・改善に取り組むとともに、理学療法士、心理職、言語聴覚士、看護職と福祉職員が連携し、利用者の身体機能の維持・向上にも寄与するなど、日中活動の充実を図っていく。

＊ 日中活動の充実

| | | |
|--------|----------|----------|
| プログラム数 | 14活動 | 特別活動を含む。 |
| 平均工賃 | 2,152円/月 | |
| ST活動 | 幼児6人 | 月1回 |

エ 特色ある取組の充実

障害児入所施設においては、グループリーダーやチーフが様々な支援課題について、職員の抱える悩み事を吸い上げ、児童寮会議や寮会議の場において意見交換を行う。また、各寮会議に巡回相談（心理）を定期的にコンサルタントとして招き、職員のスキルアップを図る。

個々の職員が虐待防止の視点から支援を見直す機会として、サブマネージャー等をファシリテーターとして、全職員を対象にしたグループワーク（ななおゼミ）を実施する。

関係機関との連携の重要性や役割などを知ることを目的に、外部研修として、児童相談所や児童養護施設などへの体験研修を企画する。

障害者支援施設においては、精神科病院に入院、他施設サービス利用の継続困難、被虐待等、様々な事情により生活介護、短期入所での受入れ要望がある。個々の状況に応じ、実施機関との協議、関係機関との連携を図り、受入れを検討の上、実施していく。また、虐待防止や支援力向上を図ることを目的に、全職員を対象にしたグループワーク（ななおゼミ）を実施する。さらに、各寮のチーフ・サブチーフの連携及び育成を図るため、月1回程度「チーフゼミ」を開催し、円滑な寮運営に活かしていくとともに、令和2年度にチーフゼミで作成した寮運営計画書を用いて、各寮の長所・短所を明確にし、寮運営の改善につなげる。就労移行支援事業においては、就労継続支援B型利用希望者に対するアセスメントを行う。

(3) アクション③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

実習生等受入計画により実習生を受け入れるほか、地域支援や施設への理解促進等を図るため、見学等希望者を受け入れていく。

| 事 項 | 実人数／延人数 | 内 訳 |
|--------------|-----------|----------------------------|
| 保育士等実習生の受入れ | 65人／800人 | 保育士、社会福祉士、介護福祉士資格取得等のための実習 |
| 教職課程の介護体験受入れ | 6人／30人 | 小中学校教員免許取得に必要な介護体験（利用者支援） |
| 高校生等実習生の受入れ | 15人／100人 | 七生特別支援学校等の生徒の実習 |
| 施設見学の受入れ | 140人／140人 | 教育機関、公的機関等 |

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクション① 地域で暮らす障害者・障害児を支援

ア 短期入所事業

障害児入所施設では、レスパイト（在宅で知的障害児（者）を介助している家族の休養に資する一時預かり）や保護者の入院等の理由に加え、家庭内の暴力や養育困難な児童の受入れが増えていることから、実施機関や保護者等と連携しながら対応していく。

また、障害者支援施設では、レスパイトや保護者の入院等の理由に加え、保護者の高齢化等により家庭等での支援が困難なケースでの利用も増加しており、実施機関や保護者等と連携し、受入環境を整備していく。

イ 一時保護委託

養育困難、被虐待、家庭内での暴力等、緊急な保護が必要で民間施設での受入れが困難な場合は、児童相談所の要請を受け、一時保護委託での受入れを実施し、セーフティネットの役割を果たしていく。受入れ期間中の特別支援学校等への登校については、可能な限り調整していく。

ウ 就労移行支援事業

関係機関と連携し、就労移行支援計画に基づき基礎訓練、実習等の活用、生活支援を行い、長く安定して働き続けられるようジョブマッチングに主眼を置いた就労支援・定着支援を行う。また、これまでのノウハウや地域機関との連携を生かし、新規利用者確保に努める。

エ グループホームの運営

グループホーム7ユニット（定員30人）の入居者の地域定着支援を、世話人等と連携して行う。また、各グループホームへの訪問や自己検査の実施等により、世話人等への運営指導を行う。老朽化しているユニットについて、住環境整備等に取り組む。なお、直営の1ユニットについては、引き続き、適正な運営に努めるとともに、その他の6ユニットについては、運営業務委託評定を実施し、支援の質の向上や安定的運営の確保を図っていく。

オ 相談支援事業

日野市民を対象とし、丁寧な相談事業を行いながら、地域のニーズに対応することに努める。また、特定相談支援事業としてサービス等利用計画作成等を行うとともに、「日野市障害者等相談支援事業」もあわせて実施する。

カ 日野わーく・わーく

事務局として、加盟団体をはじめ、企業、商工会、NPO等と連携し、共同受注、生産・商品開発、共同販売、ショップの運営・販売・就労訓練等を行う。

| サービス内容 | 対象者 | 利用者数 |
|--------------|----------------------|--------------------|
| 短期入所事業（児童） | 都内全域 | 延1,000人 |
| 短期入所事業（成人） | 都内全域 | 延410人 |
| 短期入所事業（公益事業） | 日野市 | 延146人 |
| 就労移行支援事業 | 都内全域 （ただし、通所可能な方） | 延1,400人 就労目標 3人 |
| 特定相談支援事業 | 日野市民 | 延450回 |

（2）アクション③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

地域から七生特別支援学校高等部に通学する生徒を対象に、児童自活寮において体験利用を受け入れ、地域児童の自立支援の一助とする。

また、就労移行支援事業所において、特別支援学校の通学生を対象とした就労体験（現場実習）を受け入れる。

さらに、日野市内社会福祉法人ネットワークを通じ、災害対策や共催行事など、参加施設等と連携した新たな事業展開を検討していく。

イ 多様な主体との連携

（1）ハローワーク、就労支援センター等と連携し、企業就労・定着支援を行う。

また、しごと財団委託訓練や七生特別支援学校の就労継続支援B型利用のアセスメントの受け入れを継続する。

（2）大学や専門学校等との連携によるボランティア受け入れなどに取り組む。

| 事項 | 延人数 | 内容 |
|--------|------|-----------------|
| 日常活動支援 | 580人 | 寮での余暇の相手、生活支援補助 |
| 日中活動支援 | 300人 | 活動支援棟での日中活動支援補助 |
| 外出付添支援 | 200人 | 利用者の外出、外泊の付き添い |
| 行事活動支援 | 250人 | 園行事（園祭、プール等）支援 |
| その他 | 50人 | ななおファミリー等 |

ウ 地域との連携・協力関係の強化

地元のお祭りや地域主催行事、関係機関の催しが中止され、出店が難しい中、新たな形態での地域との交流を検討するほか、施設機能を開放し、プールの貸し出しに際しては、利用団体に事前の救急救命講習受講を案内する。

また、日野市地域自立支援協議会や相談・就業支援連絡会等地域の委員会・連絡会等に参加し、地域ニーズを把握し貢献していく。

| 内 容 | 対象者・実施回数・参加者数等 |
|---------|-----------------------|
| プール等の開放 | 地域の障害者団体等へ夏期に園内プールを開放 |

エ 災害・防犯対策の取組強化

大規模な災害が発生した場合においても、施設機能を維持していくため、BCP等に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄、防災リュックやランタンなど非常時備品の配備、更新を行う。具体的には、総合防災訓練や夜間訓練を含む防災訓練（地震・火災・大雨・がけ崩れ等）を実施し、職員住宅居住者の迅速な参集・応援を求めため設置した緊急放送用のスピーカーの活用、ヘルメット、ヘッドライトなどの装備品の着用など災害発生時の状況に即した訓練を実施する。食糧の備蓄や各種災害対策用品については、必要品を精査し、整備していくほか、事業団合同防災訓練への参加、職員参集訓練、炊出し訓練も実施する。さらに、近隣の施設・特別支援学校と締結した「防災・防犯活動相互応援協定」に基づき、近隣3施設による「防災・防犯活動相互応援協定に係る連絡会」を開催し、合同訓練や災害時における各施設の応援等について検討する。日野市と協定を締結し、災害時に開設することになった福祉避難所については、市と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品を整備するなど、体制の強化を図る。

| 事 項 | 実施回数 | 内 容 |
|-------------|--------------|---|
| 児童施設防災訓練 | 年9回 | 避難訓練、夜間・大雨・がけ崩れ想定訓練、消火器操作訓練、炊き出し訓練、自衛消防活動審査会参加等 |
| 成人施設防災訓練 | 年5回 | |
| 活動支援棟防災訓練 | 年12回 | |
| グループホーム防災訓練 | 各ユニット 年2回 | 避難訓練 |

また、防犯対策として、増設したカメラを有効に活用するほか、不審者対策として近隣施設等との連携体制の強化を図っていく。

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1) アクション② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

入所者を計画的に募集し、入所率の向上を図るとともに、契約内容の精査や、管理部門を中心とした光熱水費の節減等に努める。また、老朽化している施設付帯設備等の修繕、更新を計画的に進め、安全で快適な環境を整備する。

(2) アクション③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

業務のICT化を積極的に推進し、従来の紙・手作業での管理からデータ・システムでの管理に切り替えることにより、業務の効率化や負担軽減、情報共有の向上を図るとともに、「5つのレス」の取組を進める。

また、新型コロナウイルス感染予防対策として導入したテレワークや利用者のオンライン面会、採用面接については、新たなスタイルとして継続して実施し、働きやすい職場環境の整備に努めていく。

障害者支援施設では利用者の高齢化に伴い、職員の業務量が増大している。職員の身体的負担の軽減や業務の効率化など、職場環境改善のためにICTや次世代介護機器の導入の推進を図っていく。

オンラインによる研修や会議の増加に対応するとともに、今後、ICT化を更に強かに推進していくため、ネットワーク環境の整備、拡充を図る。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

より働きやすい職場としていくためには、職場の風通しを改善し、チームによる支援が徹底できる組織を目指していかなければならない。そのためには、日頃のコミュニケーションや意見交換会、職場間の交流を活発に行い、職員間で相談しやすい職場環境を整備し、報告・連絡・相談が確実に行われる職場づくりに取り組んでいく。また、各種マニュアルを整備し、業務の標準化を図るとともに、充実した研修により職員のスキルアップを図っていく。

このような取組等を通して、職員の業務改善意識の浸透、職員提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを行うとともに、ひいては職員の離職防止につなげていく。

(4) アクション⑤ コンプライアンスの推進

職員の倫理観の醸成及び施設全体のガバナンスを強化し、利用者への最善のサービス支援を提供するため、職員の研修受講を促進し、研修を通じて職員にコンプライアンス意識の浸透を図っていく。

| | |
|---------------|------|
| コンプライアンス研修受講率 | 100% |
|---------------|------|